

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・平成 XX 年〇月期とは、平成 XX 年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1 年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

【平成 29 年 6 月 30 日現在】

項目		平成 29 年（2017 年）										平成 30 年（2018 年）									
		4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表及び改正																					
—	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号） （平成 27 年 12 月 28 日公表、平成 28 年 3 月 28 日改正）	原則適用																			
「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更にに関する実務上の取扱い」の公表																					
—	「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更にに関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号）（平成 28 年 6 月 17 日）	原則適用 （注 1）																			
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第 66 号 平成 28 年 12 月 27 日）	「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 33 号） 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号） 「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号） （平成 28 年 12 月 16 日）	原則適用																			
「経営方針」等の記載を追加するための改正																					
企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第 2 号 平成 29 年 2 月 14 日）	—	原則適用																			
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公表																					
—	「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号） （平成 29 年 3 月 16 日）	原則適用																			
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正																					
—	「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 18 号） 「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 24 号） （平成 29 年 3 月 29 日）	適用可（注 2）										原則適用									
「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」の公表																					
—	「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 34 号）（平成 29 年 3 月 29 日）	原則適用（注 3）																			
「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第 28 号 平成 29 年 5 月 25 日）	「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 35 号）（平成 29 年 5 月 2 日）		原則適用																		

注 1. 本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用するとされています。

注 2. 本実務対応報告は、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、本実務対応報告の公表日以後、適用することができます。

注 3. 本実務対応報告は、平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度まで適用するとされています。